



地域の相談はわたしたちにお任せ！

民生委員・児童委員

生活援護課 ☎048(473)1427

民生委員・児童委員の日（5月12日）から1週間は民生委員・児童委員活動強化週間です。
現在、市内では、84人の民生委員・児童委員（うち7人は、児童福祉に関する相談などを専門に担当する主任児童委員）の皆さんが、子どもから高齢者まで、安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣と埼玉県知事から委嘱されたボランティアで、高齢者や障がい者、子育て世帯などのさまざまな相談に応じ、その内容に応じた関係機関につないだり、相談の内容に関する福祉サービスの紹介を行ったりしています。

「高齢者の独り暮らしで不安がある」、「福祉サービスの窓口がわからない」、「隣の家からいつも子どもの泣き声がして心配だ」などの困りごとがありましたら、生活援護課までお気軽にお電話ください。お住まいの地域の民生委員・児童委員を紹介します（民生委員・児童委員の一覧は市ホームページでも公開しています）。



▲市ホームページ

令和5年度の所得が上限限度額未満の場合、 児童手当・特例給付の認定請求が必要です

子ども支援課 ☎048(473)1784

児童手当・特例給付（以下児童手当等）の所得上限限度額超過により手当が支給されなくなった後、家計の中心者の令和5年度（令和4年中）の所得が上限限度額未満となった場合、手当を受給するためには改めて、児童手当・特例給付認定請求書の提出が必要となります。

手当額 児童1人につき10,000円または15,000円（特例給付の場合：5,000円）

認定請求が必要な人 次のすべてを満たす人

- ・児童（15歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日まで）を養育している人
- ・現在、児童手当等を受給していない人で、家計の中心者の令和5年度所得が下表②の上限限度額未満となった人

提出するもの 児童手当・特例給付認定請求書、令和5年度市・県民税納税通知書等の写し

提出期限・方法 令和5年度市・県民税納税通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に、提出するものを郵送または直接、子ども支援課へ（電子申請もできます）

▼各種所得控除があります。

▼期限内に提出し認定された場合、令和5年6月分から手当が支給されます。

▼期限後に提出した場合、申請月の翌月から手当が支給されます。



◀電子申請フォーム

扶養親族等の数 (前年末に児童が生まれていない場合など)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合など)	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円